様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	専門学校横浜ミュージックスクール
設置者名	学校法人杉山学園

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
文化教養専門課程	音楽アーティスト学科	夜・通信	75	7	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務所に据え置きで一覧

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	専門学校横浜ミュージックスクール
設置者名	学校法人杉山学園

１．理事（役員）名簿の公表方法

事務所に据え置きで閲覧

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	税理士	2023 年 5 月 27 日～2027 年 5 月 26 日	財務
非常勤	会社役員	2023 年 5 月 27 日～2027 年 5 月 26 日	運営
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校横浜ミュージックスクール
設置者名	学校法人杉山学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） 担当教員は年度が始まる前に授業計画を立てて、シラバスを作成している。 作成したシラバスは学生に配布と共に、年度当初より公表している。
授業計画書の公表方法　事務所に据え置きで閲覧
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） 全講義回数の 3 分の 2 以上の出席を満たし、かつ期末試験において 60 点以上取得することを条件に単位を認定している。成績評価の方法についても厳格な規定に基づき、客観的に評価されている。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

●成績評価方法

授業科目ごとの成績を素点に応じて、5 段階（S,A,B,C,D）で評価

成績の評価		GP
素点	標語（成績表示）	
100～90	S	4.0
89～80	A	3.0
79～70	B	2.0
69～60	C	1.0
59～0	D	0.0

客観的な指標の算出方法の公表方法	事務所に据え置きで閲覧

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

卒業認定には 62 単位以上の取得が必要となる。

卒業の認定に関する方針の公表方法	事務所に据え置きで閲覧

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	専門学校横浜ミュージックスクール
設置者名	学校法人杉山学園

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務所に据え置きで閲覧
収支計算書又は損益計算書	事務所に据え置きで閲覧
財産目録	事務所に据え置きで閲覧
事業報告書	事務所に据え置きで閲覧
監事による監査報告（書）	事務所に据え置きで閲覧

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
文化教養	専門	音楽アーティスト学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62単位	12単位		7単位		56単位

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
160人	154人	4人	6人	27人	33人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）担当教員は年度が始まる前に授業計画を立てて、シラバスを作成している。作成したシラバスは学生に配布と共に、年度当初より公表している。
成績評価の基準・方法
（概要）全講義回数の3分の2以上の出席を満たし、かつ期末試験において60点以上取得することを条件に単位を認定している。成績評価の方法についても厳格な規定に基づき、客観的に評価されている。
卒業・進級の認定基準
（概要）卒業認定には62単位以上の取得が必要となる。
学修支援等

（概要）定期的に学生面談をおこなっている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
72 人 （100%）	7 人 （ 9.7%）	34 人 （ 47.2%）	31 人 （ 43.1%）
（主な就職、業界等）音楽業界、一般企業			
（就職指導内容）グループ別、また個別に就職指導をおこなっている。			
（主な学修成果（資格・検定等））音楽業界に資格・検定は特にない。学修成果を上げるために、多数のオーディションを実施している。			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
152 人	6 人	3.9%
（中途退学の主な理由）進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組）定期的な学生面談、個別学習指導		

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
音楽アーティスト学科	150,000 円	1,090,000 円	95,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ） 学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 事務所に据え置きで閲覧		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
自己評価の結果を基に、学校の改善のために助言・支援をいただき、また関係業界と密接な連携を図ることで、教育内容・方法等の改善・充実を図ることを目的とする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
ライブハウス	2025年8月28日～2027年8月27日	企業
卒業生	2025年8月28日～2027年8月27日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 事務所に据え置きで閲覧		
（備考）		
第三者評価未実施 2031年度実施予定		

ｃ） 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）
https://www.yms.ac.jp/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H114310000287
学校名（○○大学 等）	専門学校横浜ミュージックスクール
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人杉山学園

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		34人（　－）人	37人（　－）人	37人（　－　）人
内訳	第Ⅰ区分	11人	—	
	（うち多子世帯）	（　—）	（　—）	
	第Ⅱ区分	11人	—	
	（うち多子世帯）	（　—）	（　—）	
	第Ⅲ区分	—	—	
	（うち多子世帯）	（　—）	（　—）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	—	—	
	区分外（多子世帯）	—	—	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（　0　）人
合計（年間）				37人（　－　）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	―
計	人	0人	―
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	―
３月以上の停学	0人
年間計	―
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	0人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	―
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	―	―
計	人	―	―
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。